

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年12月14日(金)
午後0時57分～午後1時35分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 大友 康信
委員 大久保主計 委員 菊地 忍
委員 郷内 良治 委員 丹野 政喜
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 小林 喜 幸
出席をした 教育部長 相澤 幸 也
者の職氏名 こども支援課長 加藤 公 一
生涯学習課長 森 浩 吉
文化・スポーツ課長 渡辺 良 一
こども支援課長補佐 千葉 貴 俊
生涯学習課長補佐 佐々木 賢 一
文化・スポーツ課長補佐 平井 啓 嗣
兼スポーツ振興係長 鈴木 智 弥
こども支援課主幹 堀籠 純 子
兼子育て支援係長 堀籠 純 子
生涯学習課主幹 境 幸 代
兼公民館係長
- 6 事務局職員 事務局 局長 小野寺 俊
主幹兼議事調査係長 川上 真理子

庶務係長 佐藤 恵子

7 付議事件

- (1) 議案第123号 名取市公民館条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第124号 名取市屋内体育施設条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第125号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第126号 名取市保育所条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第139号 指定管理者の指定について

午後0時57分 開会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長、教育部長及び担当課長等の出席を求めていますので、御報告いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第123号 名取市公民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今回、新しくできる閑上公民館の使用料ということですが、6月定例会の閑上公民館の体育館の建築工事の図面を見ると、会議室は1から3、あと和室と、体育館のほうではアリーナとなっておりますが、この別表の料金のホール1、2、また会議室というのは1つの使用区分しかないので、料金はどのようにになっているのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 浩吉） 今回の閑上公民館につきましては、閑上公民館の災害復旧事業ということで、基本的には旧施設の公民館の復旧という形になります。その上で、部屋名につきましては、旧公民館の部屋名を使わせていただいております。図面にある会議室1につきましてはホール1、会議室2につきましてはホール2、会議室3が会議室ということになっております。

○委員長（小野寺美穂） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） そうしますと、今回は公民館なので、体育館のほうはまた別途設けるのか、または全部無料であるか、確認します。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、文化・スポーツ課長。

○文化・スポーツ課長（渡辺良一） 閑上体育館につきましてはこれまでも無

料施設ということで、今回は併設、合築ですが、所管はきちんと分けまして無料ということでしております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○副委員長（大友康信） 新料金について、単純に前と比較するのは違うとは思いますが、新料金の基準というか、例えば面積に対してこの料金という設定になっているのか、またはほかの公民館との整合性という形でこの料金が設定されたのか、その辺の基準についてお伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 浩吉） 使用料につきましては、前に増田公民館のときにも説明させていただきましたが、公民館の原価を割り出して、1平米当たり6.77円という基準額を設け、それに面積等を掛け合わせまして使用料を算出しております。

ですから、算出方法については増田公民館と同じということです。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○副委員長（大友康信） では、基本的にはその6.77円掛ける面積ということで設定されているということですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 浩吉） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第123号 名取市公民館条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第123号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号 名取市屋内体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今回、公民館と併設という形で体育館になるわけですが、この利用に当たっては、あくまでもこれまでどおりというか、いわゆる受け付け自体は公民館で受け付けするという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 浩吉） 以前と同様に、体育館の申請受け付け業務については公民館のほうで行います。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第124号 名取市屋内体育施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第124号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第125号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今回、愛島児童遊園が廃止となりますが、同様に、本郷幼稚園だったところがいまだに本郷児童遊園として残っておりますが、それは

今回に合わせて何か考えなかったのか。その考え方、児童遊園のあり方について伺いたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 今回、愛島児童遊園を廃止する上で、本郷児童遊園のあり方について検討したかどうかということではありますが、本郷児童遊園については、今回どうするかということで検討をしたわけではありません。

児童遊園のあり方ということですが、既存の児童遊園については、そのまま住民の方に使っていただきたいということで、今回は愛島児童遊園のみ廃止させていただきたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） そこがよく理解できないのですが、児童館の場所が旧公民館のほうに移ったことで、なぜ愛島児童遊園を廃止しなければいけないのかというところが私は理解できないのです。本郷は残しているので、もう少し整理して答弁いただきたいのですけれども。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 児童遊園も児童館も児童福祉法では児童厚生施設となっているところです。そして、児童厚生施設の目的といたしましては、児童に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的としている施設となっております。児童遊園、児童館の目的、対象者が同じであることから、今回は機能を移転集約させていただきたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第125号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を

採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第126号 名取市保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第126号 名取市保育所条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第126号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第139号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） まず初めに、指定管理者を選んだ指定管理者選定委員会について、審査委員とその方の肩書を教えてください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 委員は、尚絅学院大学から教授1名、仙台銀行名取支店の支店長、あと名取市行政改革推進会議から委員1名、それと副市長、総務部長の5名となっております。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） お名前までは公表できないのでしょうか。ホームページでも公開していますので。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 尚絅学院大学の教授は高橋 真先生です。株式会社仙台銀行名取支店は支店長の斉藤善将さんです。あと市民委員として、名取市行政改革推進会議委員として三好正和さん、あと我妻副市長と総務部長です。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか、大久保主計委員。

○委員（大久保主計） そういう方たちで選定委員会を開いて、配付資料では4者が応募したということで、その4者について、匿名でも構いませんし、A社、B社でもいいのですが、点数を教えてくださいよろしいですか。

○委員長（小野寺美穂） 暫時休憩いたします。

午後1時 9分 休憩

午後1時13分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

改めて、答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林喜幸） お時間をいただき大変申しわけございませんでした。

審査の結果につきましては、1位といたしますか、採用となったマザー・ウイング・子育て支援ARIママネット共同事業体につきましては、平均82.08点ということで、ホームページのほうでも公表はさせていただいております。

あと、2位、3位、4位につきましては、本人から請求があった場合のみ本人に対して公開をしております、それ以外の方からの請求についての公表はしないということの取り扱いにしておりますので、この場では答弁を差し控えさせていただければと思います。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 私はホームページから評価結果をダウンロードしました。指定管理者選定委員会の担当がここでないのと言っても仕方ないのですが、ただ、私たちはその可否を、ここで審査しなければならないという場

合においては、どのくらいの点数の開きがあったのかとか、ほかと比べる必要があると思います。そういう意味で、ほかの4者について、A、B、Cでも構わないので、その団体、会社を特定せずに、点数の配分はきちんと審査の対象資料になるのではないかという筋で私はお話をしましたが、その辺、担当課としてはどのようにお考えですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林喜幸） 指定管理者選定委員会のほうから、今回、マザー・ウイング・子育て支援ARIママネット共同事業体が指定管理者として適正であるという審査結果がありましたので、それを重視いたしまして、今回、指定管理者としてお願いするという事で提案をさせていただいております。

担当部といたしましても、選定委員会の審査結果が適正であるということで認識しておりますし、今回、提案をさせていただいているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） それでは、比較検討ができないので、審査の内容についてお聞きします。1、2、3者は全部1つの事業体です。今回採用されたのが共同事業体です。そうした場合に、何をもちってその事業体の評価をしているのか。いわゆる共同事業体ということでは、今回初めて組むだろうと思われますけれども、これまで共同事業体としての実績もないのに、何をもちってほかのA社、B社、C社と比べるのか。持ち分の配分とかいろいろあるのでしょうか。それとも共同事業体としてほかと比べたときに、どういう基準をもちって評価ができるのですか。共同事業体というのはあくまでも1社1社、個別に評価するわけですか。この共同事業体の評価の仕方を教えてください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 募集要項の中では、グループでの応募も可能にしております。今回、一般社団法人マザー・ウイングと子育て支援ARIママネットが2つの団体で申請したということではなくて、1つの団体ということで申請をし、その団体を1団体として審査させていただいております。

共同で手を挙げていますけれども、あくまでも1団体として評価したということです。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 会社の事業評価とかをする場合には、例えば、具体的にお聞きしますけれども、法人の形態も、それから基本財産も違うところが組み、そのグループの基本財産というのはどう評価するのですか。一般的には、共同企業体とかをつくったときには、入札だったらお金で数字が出ますけれども、2つが組んだときのグループの評価というのは何をもちいてグループの評価とするのか。

例えば、もう少し具体的に言うと、基本財産、いわゆる資本金で普通は会社の評価をしますけれども、グループを組んだとき、その共同事業体の事業の出資比率とか業務分担であるとかリスク分担、または指定管理料の配分というのは決まっていますか。グループといっても、個々の会社ですから、指定管理料はどのように配分するのかとか、事業に対しての資金の支出比率とか。今回、そういう意味では、共同事業体による指定管理というのはなかなかこれまで例を見なかったもので、その辺のリスク分担もあると思います。その辺をどのように整理したのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 2つの団体が合併したわけではないので、そこで出資比率というのは発生していないと考えています。

指定管理料については、共同事業体に支払いますので、その取り分というか、配分については、団体の中での取り決めになってくると考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか、大久保主計委員。

○委員（大久保主計） では改めて伺います。

指定管理料はどちらに払うのですか。代表ですか、ここで言うと。代表団体に払うのですか。その辺の取り決めというのがありますか。

それから、事業の役割分担なども、2つの事業体で取り決めはしていると思いますが、それは審査の対象にはならなかったのでしょうか。1つの会社でないで、2つの会社と一緒に事業をする場合には、2つの事業者の取り決めの状況もありますよね。その辺の整理をどのようにしたのかをお聞きします。

具体的には、指定管理料はどういう形でどこの口座に入るのですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 指定管理料をどちらに支払うかというのはこ

れから協議していきたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） いや、これから協議といいますか、それでは、指定管理の契約は、共同事業体ですから、2つ並ぶと思います。名取市と、今回でいうとマザー・ウイングと、あとAR I ママネットと、2つ並ぶとは思いますが。そして、代表がマザー・ウイングで、そこが主導権をとるとは思いますが、ではAR I ママネットとマザー・ウイングはどのような関係で業務の持ち分とか責任分担とか、事業体ですから、その辺まで審査の対象になると思います。これは経営がうまく行くよ、潰れないでしっかりと名取市が要望している事業ができますよと。その事業をするために、2つの事業体でどういう取り決めをしたのかなというところをお聞かせ願えますか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 二者の役割分担といいますか、職員体制というのは、施設に職員3名は配置することになっておりますので、館長、その下にリーダー、その下にスタッフと入る予定になっております。この3名については、マザー・ウイングが担当することになっております。そのほか、事業等を進める上で人員が必要な場合、それをボランティアという形で確保したいということで、その部分にはAR I ママネットが入ってくるような形になっております。ただ、スタッフの中で都合がつかない場合は、そこに一部AR I ママネットが入るケースもあると伺っております。

なお、詳細な持ち分とか責任分担については、これから協議して決定していくと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 今の話だと、職員は館長もリーダーもスタッフもマザー・ウイングが行い、AR I ママネットはボランティアで入ると。足りなければというか、そういう足りなければという仮定があるのでしょうか。

だから、その辺の共同事業体としてのお互いの取り決めというのはないのでしょうか。それは、文書によりますか、口頭によりますか。共同事業体による指定管理運用の実態の中では、スタートしてから全国でいろいろな問題が起こっているのです。そういった情報をいろいろと聞いているので、心配で今回の

質問をしていますけれども、全く責任の分担もまだこれからというわけで、そういう中で、私たちがここでいいとか悪いとか検証することはちょっと難しいと私は思うのですけれども。

ここの審査結果には「適当であるとの結論に達した」とあります。であれば、その2つのグループを組んでいるお互いの取り決めというのは、あつて必要だと私は思いますが、いかがですか。本来であれば文書で取り決める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 2つの団体のお互いの責任分担とか持ち分については、取り決めは必要と考えております。

ただ、今の時点では両者の間で取り決めというのは交わしていないようでありまして、職員の配置については、先ほど申し上げたとおりの体制で行いたいということではお伺いしております。

なお、今後、その共同事業体と市とでいろいろお話をさせていただきたいとは考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○副委員長（大友康信） 共同事業体ということで、もちろん運営が始まってから何かトラブルがないのかなということの懸念もあるとは思いますが、実際にこの共同体、運営が始まってから、例えばトラブルがあつて両者間でうまくなくなって離れてしまったとか、そういう場合には、またその指定管理を見直したりとかそういうことになるのか、または、あくまで指定管理が継続しているので、新たに改善を求めたりとかそういう形になるのか、その辺はどのように考えているのかお伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 継続になるのか、改定になるのか、その辺については、指定管理者制度を担当している政策企画課といろいろ相談して、その場合は考えていきたいと思っております。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林喜幸） 市と指定管理者の間では、そのような事態にならないように、定期か不定期かは別として、常に情報共有をしながら、事業の

ほうは進めていきたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○副委員長（大友康信） そのような事態にならないように、市としても、常に見守っていくという形でよろしいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林喜幸） そのように事業を進めていきたいと思っております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） いただいた資料の中に、職員数がそれぞれ、マザー・ウイングとARIママネットという形で載っていますが、指定管理に当たって、新たに職員がふえるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 指定管理に当たって職員がふえるかどうかは確認しておりません。

○委員長（小野寺美穂） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 先ほど、職員体制として館長1名、リーダー、スタッフで3名ということですが、相談業務であったり、赤ちゃんの広場と遊べる広場であったり、指定管理を受けての事業を3名で本当に運営ができるのか。だから、ボランティアが必要なのか、常時、ボランティアの方が入れる運営体制があるのか、その辺について事業者側から説明を受けているのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 基本的には館長、リーダー、スタッフということで、募集要項でも3名体制で対応していただくようお願いしているところでもあります。

そこで、例えばいろいろなイベント等を開催するに当たって人手が足りない場合にはボランティア等を入れていただくという形になっております。

そのボランティアの部分については、ARIママネットが必要に応じて配置したいという考えですが、ARIママネットもメンバー的には10数名いるものですから、それは確保できるのかと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第139号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第139号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第123号から議案第126号まで、及び議案第139号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成につきましては委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時35分 散会

平成30年12月14日

民生教育常任委員会

委員長 小野寺 美穂